特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	特定教育・保育施設等入園管理事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、保育施設等事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

- 1212	
1. 特定個人情報ファイル	ン <mark>を取り扱う事務</mark>
①事務の名称	特定教育・保育施設等入園管理事務
②事務の概要	こども・子育て支援法および児童福祉法に基づき、保育施設等の希望申請の登録・管理・利用調整、保育の必要性の認定、在園児管理、保育施設等の管理、保育施設等への給付費支給、都・国への交付金請求・報告等をおこなっている。 中野区では特定個人情報ファイルを使用して、保育施設等入所の決定、保育料の決定、教育・保育給付の支給をおこなう。 また、教育・保育給付に係る支給認定の各手続において、所得や課税の状況について市町村長等へ情報照会を行う
③システムの名称	子ども子育て支援システム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
特定教育・保育施設入園管理	里関係ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、94項、中野区個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 第3条別表1の15
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基つく主務省令第2条の表17項、20項、155項 番号法第19条9号、中野区個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 第3条別表2の13
5. 評価実施機関におけ	
①部署	子ども教育部保育園・幼稚園課
②所属長の役職名	保育園·幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求
請求先	保育園·幼稚園課 東京都中野区中野四丁目11番19号 03-3228-8833
8. 特定個人情報ファイル	ンの取扱いに関する問合せ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
連絡先	保育園·幼稚園課 東京都中野区中野四丁目11番19号 03-3228-8833
9. 規則第9条第2項の過	通用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の	種類			
-	項目評価書]		3) 基礎項目評価	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 載されている。	施機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は全	:項目評価書におい	て、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を除	:(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[+	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託	託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報排	是供ネットワークシス	ステムを通じた提供	キを除く。)	[〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	続	[]接統	読しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻	
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²	

7. 特定個人情報の保管・	消去
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢>
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、必ず複数人での確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①事務取扱者の適切な監督を行っている。 ②次の事務取扱者とへの教育研修を行っている。 ・事務取扱者への研修 ・保護責任者への研修 ・事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修

変更箇所

係る説明